別添資料２　**サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件**

実務経験要件

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（３～８年）【別添資料１】

＋

研修修了要件（※１）

原則

【基礎研修】 ※2
相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了
＋
基礎研修（講義・演習）を修了

↓

【OJT】 ※3・4
２年以上相談支援・直接支援業務に従事

↓

【実践研修】
実践研修を修了

例外（R5.6.30 新設）
＜要件①＞
基礎研修受講時に既に上記実務経験要件（３～８年）を満たしている者に限り選択可能なルート

【基礎研修】
相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了
＋
基礎研修（講義・演習）を修了

↓

【OJT】 ＜要件②＞※4・5・6・7
①６か月以上、個別支援計画作成の一連の業務（10 回以上）に従事
②指定権者への届出が必要

↓

【実践研修】
実践研修を修了

↓

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置
※　以降、５年ごとに更新研修の修了が必要。

※１　サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施する（他分野に従事する際の再受講は必要なし）。

※２　基礎研修は、実務経験年数に達する２年前から受講できる（相談支援業務：３年、直接支援業務：６年、国家資格者による相談・直接支援：１年）。

※３　実践研修は、基礎研修修了者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了＋基礎研修（講義・演習）の修了）となった日以後、実践研修受講前５年間に通算して２年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者が受講できる。

※４　既にサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を２人配置したものとみなすことができる。

※５　基礎研修受講時点で既に実務経験要件（３～８年）を満たしている者については、基礎研修修了後の OJT を個別支援計画作成の一連の業務で行い（又は行う予定である）、その旨を指定権者に届出を行っている場合には、OJT の期間は６か月以上とする例外措置が設けられた。（令和５年６月 30 日施行）

※６　「個別支援計画作成の一連の業務」とは、利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等。

※７　「個別支援計画作成の一連の業務」は、基礎研修（相談講義部分＋サビ管等基礎）を修了してから、実践研修受講開始までの間に、概ね 10 回以上、実施すること。

※８　実践研修修了者が、定められた期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、改めて実践研修を修了することによって、再びサービス管理責任者等に係る研修修了要件を満たすことができる。

＜更新研修について＞

・　実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として５年ごとに更新研修を受ける必要がある。

・　更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前５年間においてこれらの業務に２年以上従事していた実践研修修了者が受講できる。